

平成30年度シート

| | | | | | | | |
|---------------------------------|--|----|--------|-------------|----------|------|---|
| 分担金・ 拠出金名 | 生物多様性条約名古屋議定書拠出金 | 種別 | 義務的拠出金 | 30年度 予算額 | 27,202千円 | 総合評価 | C |
| 拠出先 国際機関名 | 国際連合環境計画（UNEP） | | | | | | |
| 国際機関等 の概要及び 成果目標 | <p>（1）設立経緯等・目的：生物多様性条約（CBD）発効後も先進国からの遺伝資源の利用から生ずる利益の配分が不十分であるとの途上国の主張を受け、2009年以降、3回の作業部会及び3回の追加会合が開催され、2010年に名古屋市において開催されたCBD第10回締約国会議（COP10）において、名古屋議定書が採択された。日本は2017年5月22日に同議定書を締結した。同議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする。2018年4月末時点での同議定書の締約国数は104か国及びEU。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、名古屋議定書に係るCBD事務局の運営・活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出が求められる。本件拠出により、日本は名古屋議定書締約国会合（MOP）において発言権を確保することが可能となり、MOPにおける決定案等の規範設定の議論を通じて、日本の利益が確保されることが期待されるとともに、CBD事務局によるMOPの開催準備、MOPの決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国への支援、普及啓発、情報提供等を支援し、名古屋議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進を図る。</p> | | | | | | |
| 1 専門分野 における活 動の成果・影 響力 | <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋議定書は、2014年10月12日に発効。議定書の実施は、今後本格化していく見込み。議定書の規定を通じて、遺伝資源の利用等を安定的に継続できることが重要である。 ・2010年に愛知県名古屋市において開催されたCBD COP10において策定された2020年までの生物多様性に関する目標である「愛知目標」に基づいて、国際社会により取組が進められている。このうち愛知目標16は、名古屋議定書に関するものである。 ・2014年に発行された「世界生物多様性概況第4版」では愛知目標の達成状況に関する中間評価が行われ、名古屋議定書に関する内容の愛知目標16は達成されたと評価された。 ・食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）との間で能力開発ワークショップを共催する等、連携した取組が進められている。 ・ITPGRや国連食糧農業機関（FAO）食料・農業遺伝資源委員会（CGRFA）、世界保健機関（WHO）等においても遺伝資源に関連する議論が行われており、それぞれにおいて、他のフォーラムでの議論を踏まえた議論が展開されている。 ・日本は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力開発のために、COP10を契機にCBD事務局に設立した生物多様性日本基金を通じて、名古屋議定書に関する能力開発ワークショップを継続して開催し、途上国による議定書の実施を推進し、愛知目標の達成に寄与している。また、同基金を通じて、名古屋議定書の実施上重要な役割を果たす情報交換センター（ABSクリアリングハウス）の立ち上げ支援を行った。 ・名古屋議定書の目的を世界的に達成するためには、締結国数の増加は不可欠な要素である。これまでの締結国数（累計値）は、2012年：11か国、2013年：26か国、2014年：57か国、2015年：70か国、2016年：93か国、2017年：101か国と増加傾向にある。 | | | | | | |
| 2 組織・財 政マネジメ ント | <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年12月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年12月（2016年度） ・拠出先であるUNEPに対し2015-2016年に国際機関評価ネットワーク（MOPAN）による評価が行われたが、この評価において、UNEP内に設置されたCBD事務局に関する問題は指摘されていない。 ・2012年から2016年にかけて、愛知目標の実施を強化するためにCBD事務局機能の見直し作業が行われ、部局の統廃合が行われる等の機能改革が実施された。その際には、名古屋議定書の担当部局の再編も行われた。 ・日本は、2015-2016年に条約実施に係るビューロー（議長団）メンバーを務め、上記のCBD事務局の機能の見直し作業にあたっては厳しくチェックを行い、同事務局の機能改革を推進した。2016年12月に開催されたCOP13の予算委員会においても、事務局の効率的な人材配置、ポストの整理、経費削減、事業の優先順位付けに関し積極的に議論 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------------|---|---|---------------|-----------------|------------------------------|-------------------|---------------------|
| | に参画した。 | | | | | | |
| 3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会における遺伝資源の取得及び利用の円滑化は日本のみならず世界全体にとって重要であるところ、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分を定めた本議定書への拠出は有益。 ・日本の都市名を冠した本議定書に拠出し本議定書の目的の実現に貢献することで、日本の外交の重要分野である地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことが可能となり、非常に有益。 ・また、名古屋議定書の運用が日本の経済的利益と合致するように条約を運営していく上でも、本件拠出金を通じ MOP 等での議論に積極的関与していくことは重要。 ・日本は 2017 年 5 月に本議定書の締約国となったところ、今後事業計画や予算に関する各種の交渉において、日本の意見が反映されるよう積極的に参画する。例えば、2017 年 12 月に開催された CBD の第 8 条(j) 及び関連規定に関する第 10 回作業部会では、「伝統的知識の還元に関するガイドライン」案等の名古屋議定書の実施に関係する内容に関して日本より意見を表明し、同作業部会から COP への勧告文書にそれが反映された。 ・事務局の活動及び予算は、日本を含む締約国が出席する MOP において決定されており、締約国として各種の意思決定に参加する地位を有している。 ・本件拠出金は事務局の運営予算が中心であり、日本による二国間支援との重複はない。遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分並びにこれによる生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用は、日本のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が協力して取り組んでいく必要がある。 ・CBD の COP 及び名古屋議定書の MOP 等には、NGO や関係業界がオブザーバーとして参加している。 ・隔年で開催される MOP 及びその準備会合に恒常的に出席し、国際的議論の動向を踏まえつつ、日本の立場に即した意思決定がなされるよう、積極的に議論に参画している。 | | | | | | |
| 4 日本人職員・ポストの状況等 | 加盟国等の数 | 全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点) | うち、 日本人職員数 | うち、 日本人幹部職員数 | 日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点) | 日本人職員数 (前年同時期) | 日本人幹部職員数 (前年同時期) |
| | 104 か国 | 53 | 2 | 0 | 3.8% | 3 | 1 |
| | その他特記事項： | | | | | | |
| 5 PDCA サイクルの確保等 | PLAN | MOP にて予算案を策定及び承認。国連分担率に基づき、日本の拠出額確定。 | | | | | |
| | DO | 拠出金の支払、各種会議及び文書を通じた CBD 事務局の活動のモニタリング。 | | | | | |
| | CHECK | 外部監査、報告書等に基づき運営・活動を評価。 | | | | | |
| | ACT | 各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 | | | | | |
| | ・各国からの分担金は、一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。 | | | | | | |
| 担当課室名 | 地球環境課 | | | | | | |